

令和4年(2022年)8月25日(木)

教育局学び推進課

不登校児童生徒支援の先行自治体調査

1 調査目的

不登校児童生徒への支援方策として、学校外の支援施設の利用に関する補助制度について調査し、つくば市での支援制度の参考とする。

2 調査方法

他自治体での学校外の支援施設の利用に関する補助制度について、施設運営者への補助及び施設利用者への補助に関して、制度内容を調べるとともに、制度を実施する自治体への聞き取りを実施した。

3 他自治体での支援施策内容

補助対象(施設運営者又は施設利用者)ごとに、実施自治体、補助に関する主な施設要件及び利用者要件、補助上限額及び主な対象経費を整理した。具体的な内容は、別紙1の表のとおりである。

なお、別紙1の表の最下段には、各補助対象に関する施策を考える際のポイントを参考に掲載している。

4 支援施策を実施する自治体への聞き取り結果

補助対象(施設運営者又は施設利用者)ごとに、施策実施の経緯や課題等について聞き取りを行った。施設利用者補助を行う自治体への聞き取り結果は別紙2-1、施設運営者補助を行う自治体への聞き取り結果は別紙2-2のとおりである。

補助対象	施設への補助				利用者への補助								
	札幌市	茨城県	千葉市	鳥取県	草津市	茨城県	大阪市	鳥取市	湯梨浜町	大山町	江北町	上越市	千葉市
主な施設要件	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利法人 ・2年以上の活動実績 ・複数児童を受け入れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に所在 ・週3日以上開設 ・出席扱いと認められている通所者がいる ・複数人の指導者を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に施設又は活動拠点がある ・営利を目的としない事業者が運営 ・1年以上の活動実績 ・市立学校の児童生徒の入所実績があり、学校長が出席扱いできると判断している 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人、NPO法人、企業、団体又は個人が運営 ・対象施設として鳥取県が通知している施設 ・不登校等児童生徒が通所又は入所している 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体が経営 ・課業時間内に学習支援を提供 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・学校外教育サービスを継続的に提供している民間事業者 ・集団又は個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設として鳥取県が通知している施設 ・フリースクール ・教育支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設として鳥取県が通知している施設 ・フリースクール ・鳥取県中部子ども支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設として鳥取県が通知している施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクール（民間施設） ・教育支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒が通学する学校の校長及び教育委員会が協議し、教育委員会が利用を認める ・校長が出席扱いとすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の登録を受けた事業者が提供するサービス（学習塾、家庭教師、スポーツ活動等）
主な利用者要件	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・市内公立校在籍 ・不登校30日以上 ・週1回以上通所 ・補助金重複なし ・市税滞納なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内在住 ・住民税非課税世帯 ・特定の要件を満たす県内外のフリースクールに通所 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得要件に該当する者 ・生活保護受給者 	<ul style="list-style-type: none"> ・親権者の市県民税所得割額の合計額が257,500円未満 ・児童生徒及び親権者が市内に住所あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所あり ・保護者の市県民税所得割額の合算額が257,500円未満 ・町税及び町公共料金に未納がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費を同一とする他の補助金等の交付を受けていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校で出席扱いを受ける ・その他対象経費の補助を受けていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯の市町村民税所得割額の合計額が89,000円未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 ・生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学5年生及び6年生
補助上限額	年額 3,200,000円	年額 1,000,000円	年額 500,000円	年額 3,000,000円	月額 40,000円 補助率が変動 生活保護(10/10) 就学援助(3/4) 上記以外(1/2)	月額 15,000円	月額 10,000円	月額 19,200円	月額 20,000円	月額 20,000円	月額 40,000円	(毎月負担経費) 月額 62,500円	月額 10,000円
主な対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員確保 ・カウンセラー配置 ・施設借上料 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員人件費 ・教材購入費 ・外部講師謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材整備費 ・体験学習体験料 ・施設借上料 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者人件費 ・カウンセラー謝金 ・教材整備費 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が負担した施設の授業料 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習塾等の学校外教育サービスの利用にかかる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所費 ・交通費、実習費 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所経費 ・交通費 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習費 ・寮費 ・食費 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習塾や習い事などの費用
施策を考える際のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・経営主体（NPO法人、企業、個人等） ・受入人数（人数規模で線を引くか） ・所在地（市内のみか、市外も含めるか） ・開設日数（週〇日以上とするか） ・補助対象経費 ・補助上限額 など 				<ul style="list-style-type: none"> ・経営主体（NPO法人、企業、個人等） ・在籍校の所在地（市外の学校に在籍する場合を含めるか） ・保護者及び児童生徒の居住地 ・世帯の所得制限を設けるか ・補助対象経費 ・補助上限額 など 								

フリースクール利用者補助に関する先行自治体への聞き取り

1 補助事業を開始した経緯

- (1) 市町村が支払った補助金の 1/2 が県から補助されることになったため。
- (2) 自治体や議会に対して、施設利用児童生徒の保護者から支援の要望が提出された。

2 補助事業の制度設計時、施設事業者への補助を検討したか。

- ・既存フリースクール等への補助を実施済みであったため、採用しなかった。

3 補助対象者の線引き

- (1) 県の基準に合わせる
 - ① 県補助金交付要綱における補助対象経費、補助対象者とする
 - ② 県の教育委員会が認定しているフリースクールに通う場合を補助対象とする
- (2) 市独自の基準を設ける
 - ① 不登校の児童又は生徒が通学する小学校又は中学校の出席扱いとすることができる
 - ② 市内在住者かつ次のいずれかの世帯に属するもの
 - ア 生活保護受給者が属する世帯
 - イ 保護者の市県民税の所得割額の合計が基準額※未満である世帯
※制度創設時の私立高等学校学費助成基準と同額
 - ウ その他市長が必要と認める世帯
 - ③ 全ての不登校児童生徒の学ぶ機会を確保するため、所得制限は設けていない。

4 補助事業の課題や改善点

- (1) 対象経費
 - ・施設利用料（月謝）のみとしているが、今後、通学費も対象とするか。
 - ・交通費も補助対象経費としているが、回数券はその利用者や利用額が書類上明確でないため対象にすることができない。
 - ・フリースクールに週 1 回以上通所することを補助要件としているが、通所できずに施設が家庭訪問を行った場合は、その月は補助対象から外れる。
- (2) 対象者
 - ・補助対象となる所得制限を住民税額により確認しているが、戸籍上と実態が異なることもあり、その対象者である親権者が誰になるのが書類上で確認することが難しい。
 - ・当面施設を利用しない場合は本来フリースクールに対して休校申請をすべきだが、施設利用者の通所経費をすべて補助金で賄えてしまい、自発的に休校申請する状況にない。

(3) 申請手続

- ・申請書類を直接持参としているが、保護者からは申請しにくいとの声がある。
- ・利用者が0人であるため、補助要件等の緩和も検討していく必要がある。

フリースクール事業者補助に関する先行自治体への聞き取り

1 補助事業を開始した経緯

- ・フリースクール関係団体や親の会などからの提言書。市長公約として、フリースクールへの財政的支援の仕組み創設が掲げられた。

2 補助事業の制度設計時、施設利用者への補助を検討したか。

- ・検討していない。

3 補助対象施設の線引き

市独自基準・以下5つ全てを満たすこと

(1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としていること。

→学習塾等での学習をメインとした施設ではなく、不登校児童の将来的な社会的自立に向けて、相談・指導をメインにしているところを支援する目的で事業を創設している。

(2) 非営利法人（学校法人を除く。）が運営する施設であって、かつ2年以上の活動実績がある

→営利を目的とする会社は除き、学校法人も別の補助制度があるため対象外とした。2年以上の活動実績はフリースクールに通っている児童生徒の指導体制の整備、教材や体験活動等の充実（レベルアップ）に係る経費を対象としているため、ある程度ノウハウのある施設。

(3) 学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること。

→在籍校との間で、連絡体制が取れている。

(4) 複数の児童生徒を受け入れていること。

→一人のみを受け入れている施設ではなく、複数名を支援している施設。

(5) 施設の利用料が比較的低額であり、当該収入のみでは適切な運営が困難と認められるものであること。

→利用料が低額で運営が困難な有志の団体に補助を行い、運営を安定させるねらいで創設している（制度策定時に市内施設にアンケートをとった金額を目安に設定）。

4 補助事業の課題や改善点

(1) 予算

- ・毎年申請団体数が増え、予算額超の申請が見込まれているため、制度の再構築が急務である。
- ・申請対象者の増加に伴い、予算上対応しきれなくなる可能性がある。
- ・関係団体から制度の改善や授業料の補助等を求める声があり、応えられるか検討している。

(2) 施設基準

- ・フリースクールの基準について、国の指針が示されていない。